

第25回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年7月31日(木) 午前9時～午前10時00分

2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2

3. 出席委員 14名

会長 15番 重村 耕一郎

会長代理 1番 梶 重明

委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子

4番 園山 秀国

5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則

6番 前田 格男 12番 興邊 雄次

7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊

8番 萩原 とよ子 14番 山口 華

4. 欠席委員 10番 中尾 隆

5. 議事日程

(1) 開 会

(2) 議事日程について

(3) 議事録署名委員の指名について

(4) 会期の決定について

(5) 事務局報告

① 合意解約申出書 (2 件)

② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (5 件)

③ 農地法第5条許可指令書の取消し願い (1 件)

(6) 付議事件及び順序について

日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進の
承認について (議案 1 件)

日程第2 農地法第3条に規定による許可申請について (議案 8 件)

日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申し出の
意見決定について (議案 2 件)

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1 件)

日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 1 件)

(7) その他農政一般事項

(8) 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩下 陽一

主 査 有迫 公三郎 事務補助員 酒井 式子

議 長 それでは只今から、第25回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 本日は、中尾委員が所要のため出席できない旨の申し出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、13番上水流委員と14番山口委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書2件です。番号1。貸人、湧水町幸田 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社 土地の所在 幸田字スゲ渡○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年7月31日。番号2。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 木場字内堀○○ 地目は畑 面積は○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和元年12月1日から令和11年11月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年7月31日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 2ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件です。番号1。権利取得者、霧島市溝辺町 ○○○○。権利取得日、令和7年3月21日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字除ヶ場○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外6筆 計7筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、千葉県松戸市

〇〇〇〇。権利取得日，令和7年5月22日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方字大牟田原〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡外5筆 計6筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者，鹿児島市東坂元 〇〇〇〇。権利取得日，令和7年4月28日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川添字重永〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号4。権利取得者，霧島市牧園町 〇〇〇〇。権利取得日，令和7年6月3日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，木場字上床〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号5。権利取得者，鹿児島市春日町 〇〇〇〇。権利取得日，令和7年5月30日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，幸田字祭岡〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外5筆 計6筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長

只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

ご質問ご意見等が無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長

次に，農地法第5条許可指令書の取消し願いが1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局

3ページです。農地法第5条許可指令書の取消し願いについて。番号1。受人 〇〇〇〇。渡人 〇〇〇〇。取消しの申請事由につきましては当初，建築予定であった土地の隣接地へ建築計画変更となったためです。土地の所在は幸田大王原〇〇 畑 面積は〇〇㎡です。今回の取り下げの経緯につきましては，先月の定例総会でもご説明いたしましたが，令和3年8月25日開催の定例総会において，農地法第5条の規定による所有権移転で許可された案件でしたが，諸事情によりいまだ住居の建築ができておりませんでした。すでに渡人との売買が成立しており，法務局でも名義変更のみを済ませていたことより，今回県の指導を受けて当初許可を受けた土地が農地の状態であれば，3条の許可後に5条の許可取り消しを行うようにと指示がありましたので，今回，農地法第5条許可指令書の取り消しを行うものです。以上です。

議 長

只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

なければ，以上で事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第 272 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 4 ページです。日程第1 議案第 272 号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1) 利用権設定。整理番号1 号から整理番号7 号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が 5,637 m², 畑が 11,968 m², 計 17,605 m²です。次に5 ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田 5,637 m²。次に使用貸借分の畑 11,968 m²。合計 17,605 m²です。詳細は6 ページから7 ページに記載してありますので、お目通しください。以上です。

議 長 順を追って審査します。まず、整理番号1 号から整理番号2 号を審査します。整理番号1 号から整理番号2 号については、農業委員会等に関する法律第31 条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1 号から整理番号2 号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1 号から整理番号2 号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1 号から整理番号2 号については、承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、整理番号3 号から整理番号7 号を審査します。整理番号3 号から整理番号7 号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3 号から整理番号7 号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号3 号から整理番号7 号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認につい

て を終わります。

議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議案第273号から議案第280号までの8議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページです。日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について。議案第273号。権利，所有権移転。土地の所在，中津川字山神ノ下〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，福岡県筑紫野市 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第274号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字麦生田〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町北方 〇〇〇〇。受人，湧水町北方 〇〇〇〇。労力総数2。申請事由は新規就農。贈与です。次に議案第275号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字下佐牟田〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第276号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字下佐牟田〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第277号。権利，所有権移転。土地の所在，恒次字井手下〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。贈与です。次に議案第278号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字竹山〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第279号。権利，所有権移転。土地の所在，稲葉崎字極田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。受人，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。贈与です。次に議案第280号。権利，所有権移転。土地の所在，稲葉崎字原田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，始良市西餅田 〇〇〇〇。受人，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。以上

です。

議長 農地法第3条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議長 順を追って審議します。

議長 まず、議案第273号について審議します。議案第273号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

14番 14番山口が報告します。農地法第3条に係る議案第273号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

1番 事務局長 1番梶です。確認ですが、経営基盤法ではできなかったものですか。農業経営基盤強化促進法での手続きについては、令和7年3月をもって制度が終了となったため、バンク法か農地法による手続きで行うようになりました。今回は、農地法第3条による売買となったものです。

議長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第273号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第273号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第274号について審議します。議案第274号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7番 7番清水が報告します。農地法第3条に係る議案第274号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の4ページから6ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第274号は調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 274 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 275 号について審議します。議案第 275 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 275 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 ページ、7 ページから 8 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 275 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 275 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 276 号について審議します。議案第 276 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 276 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 ページ、9 ページから 10 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 276 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 276 号につきましては、許可相当と認め許可

することに決定しました。

議 長 次に、議案第 277 号について審議します。議案第 277 号につきましても、
現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 277 号の現地調査
の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告
書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書
と議案参考資料の 4 ページ、1 1 ページから 1 2 ページをご参照ください。
調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整って
おり特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。
調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 277 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 277 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 次に、議案第 278 号について審議します。議案第 278 号につきましても、
現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 278 号の現地調査
の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告
書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書
と議案参考資料の 4 ページ、1 3 ページから 1 4 ページをご参照ください。
調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整って
おり特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。
調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 278 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 278 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 次に、議案第 279 号について審議します。議案第 279 号につきましても、
現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7 番清水が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 279 号の現地調査の報

告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の４ページ，１５ページから１７ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 279 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 279 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に，議案第 280 号について審議します。議案第 280 号につきましても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

7 番 7 番清水が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 280 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の４ページ，１８ページから２０ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 280 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 280 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で，農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に，日程第 3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について に移ります。町長から意見を求められています。議案第 281 号から議案第 282 号までの 2 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 11 ページです。日程第 3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申

し出の意見決定について。議案第 281 号。願出人，湧水町幸田 〇〇〇〇。
土地の所在，幸田字大王原〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。利用目的
は農家住宅・倉庫です。変更の理由は，結婚に備えて住居を新築するため
申請地を除外したいとのことです。次に議案第 282 号。願出人，湧水町木
場 〇〇〇〇。土地の所在，木場字城ヶ尾〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡
です。利用目的は山林への転用です。変更の理由は，周囲が山林に囲まれ，
日照も悪く，鳥獣被害により生産性が低いため，今後は山林として土地の
有効利用を図りたいとのことです。以上です。

議 長 まず，議案第 281 号を審議します。議案第 281 号につきましては，現地調
査が行われておりますので，調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 除外 に
係る議案第 281 号の現地調査の報告をいたします。申請地，申請者及び場
所等については，議案書と議案参考資料の 2 1 ページから 2 6 ページをご
参照ください。申し出の内容は，農家住宅・倉庫への転用による農用地区
域からの除外申し出です。調査は，農振法に基づき，除外に係る 6 要件を
満たしていることを確認しました。周囲の状況は，北は畑，東は道路，南
は畑，西は山林です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。
また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。調査意
見は，農振法の 6 要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため，
農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思
われます。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 質問・ご意見等がなければ，農業振興地域整備計画の一部変更 除外，や
むを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外，や
むを得ないと認め，町長に回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 281 号につきましては，農業振興地域整備計
画の一部変更 除外，やむを得ないと認め，町長に回答することに決定し
ました。

議 長 次に，議案第 282 号を審議します。議案第 282 号につきましても，現地調
査が行われておりますので，調査委員の報告をお願いします。

1 4 番 1 4 番山口が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 除外 に係
る議案第 282 号の現地調査の報告をいたします。申請地，申請者及び場所
等については，議案書と議案参考資料の 2 1 ページ，2 7 ページから 3 1
ページをご参照ください。申し出の内容は，山林への転用による農用地区

域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき、除外に係る6要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は山林、東は田、南は原野、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の6要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われます。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 質問・ご意見等がなければ、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第282号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について を終わります。

議 長 次に、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第283号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページです。日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第283号。土地の所在、幸田字大王原〇〇。地目は畑、農振内で面積は〇〇㎡です。農地区分は除外後第2種になります。申請人、湧水町幸田〇〇〇〇。形態・用途は農家住宅・倉庫への転用です。施設面積は住宅〇〇㎡、倉庫〇〇㎡、駐車場〇〇㎡、となります。申請事由は結婚に備えて住居を新築するものです。添付資料は位置図、建物配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。以上です。

議 長 農地法第4条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長 それでは、議案第283号を審議します。

議 長 議案第283号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 11番竹ノ内が報告します。農地法第4条に係る議案第283号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の32ページから35ページをご参照ください。周囲の状況は、北は畑、東は道路、南は畑、西は山林です。一般基準の他法令関係につい

ては、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 4 番 4番園山です。前回の6月の定例会で〇〇が3条で出ていたが、今回5条の取り消しが出てきており、よくわからなくなった。当初の計画から住居を建てる筆が移動となった。3条、4条、5条と全部出てきており、一度流れを教えてください。道路向かいの〇〇番まで一体の藪を開墾されて整備されているということで、住居以外を耕作していくことがしっかり確認されているのか。5条の取り消しをされた〇〇は農振除外だったと思うが、農振内にまた戻るということになるのか、3点教えてください。
- 事務局 議案参考資料の23ページをお開き下さい。〇〇を当初5条申請で住宅を建てるとことで許可が出ており、以前の所有者から〇〇さんへ名義を変更しました。次にその隣の畑に家を建てたいとの話があり、〇〇を是正しないことには次の申請が出せないことをお伝えしました。ただ、〇〇さんへ名義が変わっていたため、県へ確認しましたところ、畑として使えるのであれば、一度その土地を3条で手続きをしていただいて、その後、5条の取り消しをしていただいてから、〇〇の申請を4条でしてくださいとのことでした。5条許可が出たところの隣の土地であったため、併せて申請は、農家住宅の面積要件である1,000㎡を超えてしまうため、一度許可をしたところは是正しないといけないため、今回このような手続きとなったところです。〇〇について、今後、農振内の農地に戻るかどうかは、産業振興課で判断されるため、こちらではわからないところです。周辺の畑も藪だったところに重機を入れて整地しているため、今後、畑として利用される見込みです。
- 議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第283号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第283号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

- 議 長 日程第 5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 284 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 13 ページです。日程第 5 非農地証明願の申請審議について。議案第 284 号。願出人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在、木場字上掛○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして申請地は昭和 50 年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号です。以上です。
- 議 長 それでは、議案第 284 号を審議します。議案第 284 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 8 番 8 番萩原が報告します。非農地証明願いに係る議案第 284 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 36 ページから 39 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和 50 年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 284 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 284 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。
- 議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。

議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第
25回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時00分

議 長 _____

13番 _____

14番 _____